

要求仕様確認書

仕様書「8 システムの仕様」に関して、以下のとおり記載すること。

(ア) 「対応状況」欄については、A、B、Cのいずれかを記入すること。

A：標準（軽微なカスタマイズ含む）で対応している。

B：代替要件（代替提案）で一定の対応が可能である。

C：対応していない。

※カスタマイズ、代替要件等に係る費用は、提案価格に含んでいること。

(イ) 補足説明や注意書き、製品の規格等に関するコメントを記載する場合は、「備考」欄に記載すること。

また、対応度が「B」の場合は、「備考」欄に代替要件（代替提案）の説明を記載すること。

(ウ) 行・列の挿入はせず、スペースが足りない場合は行の高さを適宜調整すること。

（ページ数の増加は差し支えない。）

※ 提案する映像、音声、制御等の各設備・機器については、議場、委員会室等の区分ごとに、型名、数量、メーカー名を別紙「様式 7－2」に記載すること。

番号	項目	仕様書 番号	機能要件の詳細	対応状況	備考
	8－2 本会議場の基本機能				
1	(1) 概要	(1)①	本設備は、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。		
2		(1)②	議会運営に関わる全ての操作をタッチパネルで行うことができるものとする。		
3		(1)③	赤外線方式の会議用マイクシステムを各席に設置し拡声を行うとともに、断線対策及びハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。		
4	(2) 制御システム	(2)①	本会議場のシステムに使用する機器を21.5型以上のタッチパネルから制御ができ、安定稼働が可能なシステムであること。		
5		(2)①	また、故障の原因となり得る要素については、あらかじめ検証済みであり、信頼性が確保されていること。		
6		(2)②	本システムに使用する制御OSについては、将来的なサポート終了や不意の自動アップデートによるシステム障害を避け、長期にわたり安定した運用を実現するため、Windows OS等のようにサポート期限が明示されている汎用OSは原則として使用しないこと。代替として、ベンダーが提供する専用OS、組み込み型OS、またはメーカーによる保守・サポート体制が確立された独自OS等、長期運用と更新管理が可能なものとする。やむを得ず汎用OSを用いる提案を行う場合は、アップデート制御の方法や長期サポートの活用、運用維持策について提案書にて詳細に説明し、本市がそれを妥当と認めた場合に限り採用を認めるものとする。		
7		(2)③	制御部には停電時に備え無停電電源装置を設置すること。		
8		(2)④	本設備は、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。		
9		(2)⑤	議会運営に関わる全ての操作をタッチパネルで行うことができるものとする。		
10		(2)⑥	赤外線方式の会議用マイクシステムを各席に設置し拡声を行うとともに、断線対策及びハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。		
11		(3)①	場内のシステム操作は、議場内の操作席で行えること。		
12		(3)②	操作に必要な機器は、操作席に設置すること。		
13		(3)③	基本的には、マイク、カメラ、テロップが連動し、同時に切り替えができ、タッチパネルを使用し、視覚的に分かりやすく、簡単なワンマンオペレーションによる操作で議会運営が可能であること。		
14		(3)④	4台のハイビジョンカメラの撮影映像の表示、カメラのレンズの方向などの調整やカメラの切り替え、テロップの表示操作、マイクの切り替えや音量調節、採決操作も一つのタッチパネルの画面上で全て表示及び操作ができること。		

15		(3)④	また、録音・録画、質問残時間の管理、出席議員数の表示等の操作についても同様とすること。		
16		(3)⑤	タッチパネル画面の表示は、実際の議場の座席レイアウトに沿って作成すること。		
17		(3)⑥	操作及び表示画面の構成や機能、項目、配置、デザイン、配色等に関しては、全て本市の意向に沿って作成すること。		
18	(４) 撮影・録画・テロップ表示	(4)①	議場で撮影した映像や音声及び映像に表示したテロップを送出し、市議会映像の生中継映像等を安定的に放送することができる必要な送信設備を設置すること。		
19		(4)①	また、議会配信映像等を高品質で録音・録画できるための機器を指定する場所へ設置すること。		
20		(4)②	議場で収録した撮影映像や音声及び映像に表示したテロップを、OFDM変調器等で庁舎内のテレビでも視聴できるように整備すること。		
21		(4)③	発言者及び議場内撮影用に旋回型のハイビジョンカメラを４台以上設置すること。		
22		(4)④	事前にカメラごとに撮影する対象者を設定することができ、事前に発言者毎に最適なレンズの角度、方向、焦点などを設定することができるものとする。		
23		(4)④	開会中であってもタッチパネルよりカメラの調整が可能で、調整後の撮影位置登録も随時可能であること。		
24		(4)④	また、カメラ切替時にはカメラが移動中の映像はオンエア映像に出さない機能を有すること。		
25		(4)⑤	撮影した映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラやマイクと連動し自動的に表示することができるものとする。		
26		(4)⑤	また、テロップはJIS第１、第２水準及び外字にも対応しており、議員名称等が正確に表示可能であること。		
27		(4)⑥	演壇席や質問席など、不特定多数の者が発言する席については、会議中に必要に応じて随時、職員が一人で容易に必要なテロップを表示することができる機能を持つものとする。		
28		(4)⑥	テロップについては、改選後などの議員名、職員名、役職名等の変更などを職員が随時容易にできるものとする。		
29		(4)⑦	議員席後方中央壁面左右に議会運営用モニターとして８５型以上の液晶ディスプレイを２台、議長席、事務局長席、質問席、演壇の卓上に、同じく議会運営用モニターとして１０型以上の液晶ディスプレイを４台設置すること。		
30		(4)⑦	表示内容としては、発言残時間、現在時刻、出席議員数、オンエア映像、採決状況が選択して表示でき、必要な情報を５分割まで表示可能であること。表示内容やレイアウトについては、議会事務局担当者と協議し、承認を受けるものとする。これらに必要な機器、機材、配線等の設備を設置すること。		
31		(4)⑦	発言制限時間終了の任意のタイミングで文字の色を変化させたり、秒表示させるなど視覚的に発言者へ知らせることができるものとし、ブザーの鳴動によっても知らせることができるものとする。		
32		(4)⑧	議会休憩中にはタッチパネル操作により、任意の静止画、動画が再生できる機器を整備すること。		
33		(4)⑧	休憩時には連動して録画、録音機器は一時停止となり、再度開会した際には同じく連動し録画録音を再開できること。		
34		(4)⑨	傍聴席に５５型以上の液晶ディスプレイを移動可能なモニタースタンドにて１台設置すること。表示内容としては、オンエア映像、字幕テロップを選択して表示でき、必要な情報を分割表示可能であること。		
35		(4)⑨	休憩時には連動して録画、録音機器は一時停止となり、再度開会した際には同じく連動し録画録音を再開できること。		
36		(4)⑩	執行部控室壁面に３２型以上の液晶ディスプレイを設置し、オンエア映像と本会議場執行部席マイクからの呼出表示が可能であること。		
37		(4)⑪	本会議場マイクから呼出操作がされた際には効果音が拡声されること。		
38		(4)⑫	議会事務局壁面に３２型以上の液晶ディスプレイを設置し、オンエア映像が表示可能であること。		

39	(5) 音響・録音	(5)①	議場にマイクやスピーカーなどの必要な音響設備を設置すること。なお、マイクはスピーカー及びイヤホンジャックを備えたもので国内メーカー製とし、赤外線方式であり、形状は卓上設置型とすること。		
40		(5)②	音響設備は、高品質な音質を確保し、またハウリングの発生を抑制するなど発言の明瞭な聞き取り、高品質の録音を確実に行うことができるものとする。		
41		(5)③	マイクシステムに関しては、ON/OFF操作等の外部制御を行う際の仕様内容が開示され、メーカー及び正規代理店以外の会社であっても、仕様内容を開示し、タッチパネル方式によるマイク制御可能な機種を選定すること。		
42		(5)③	また、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能になる機能と体制を考慮したものとする。		
43		(5)③	また、メンテナンス性を考慮して国内メーカー製とし、保守の容易性が確保できるものであること。		
44		(5)④	議場内の議長席、演壇席、質問席、議員席、執行部席及び事務局長席のそれぞれにマイク設備を設置すること。		
45		(5)④	また、議場内の天井に集音マイクを設置し、録音漏れが無いように考慮すること。		
46		(5)⑤	マイクロホンは2箇所角度を調整できるグースネック部分があり、マイクロホンの向きが容易に口元に調整可能であること。		
47		(5)⑥	カメラの切り替えなどに連動し、自動で発信者のマイクスイッチのON/OFFができるものとする。ただし議長席などのマイクを優先とするなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態とすることができるものとする。		
48		(5)⑥	また、同時に発言可能なマイクユニットの数量は4台以上とすること。		
49		(5)⑦	発言時にはマイクのリングランプが点灯し、視覚的にもマイクのON/OFFの状態を確認できるものであること。		
50		(5)⑧	議長席は1席で、議長用のマイクユニットを設置し、演壇席1席、質問席1席、議員席16席、執行部席18席、事務局長席1席にそれぞれ参加者用のマイクユニットを設置すること。		
51		(5)⑧	議長席、議員席にはマイクユニット本体は採決ボタンを有すること。		
52		(5)⑧	また、マイクの長さはそれぞれの発言状況を考慮し、発言を明瞭に拾うことができる適切かつ妥当な長さ（600mm以上）とし、容易に脱着可能なものとする。		
53		(5)⑨	録音については、デジタルデータとして発言等を高品質で録音するための録音機器（会議録等作成用として使用するので、SDカード及びUSBメモリでの録音とする。）予備録音用も含め2台以上設置すること。		
54		(5)⑨	録音の開始、一時停止、再開及び停止については、職員が容易に操作席のタッチパネルで操作できるものとする。		
55		(5)⑩	マイクの個別音量及び全体音量の調整は、操作席のタッチパネルの画面上で開会中であっても容易に調整することができるものとする。		
56		(5)⑪	議場全体の音声を拡声するスピーカーは適切な位置に配置し、発言者の発言を適切に拡声することにより、明瞭度の高いクリアな音声を確保し、出席者や傍聴者等の聞き取りに支障を及ぼすことがないものとする。		
57		(5)⑪	本会議場には明瞭度の高いラインアレイスピーカーを4台以上設置すること。		
58		(5)⑪	また、傍聴席にもラインアレイスピーカーを2台以上設置すること。		
59		(5)⑪	議会事務局、正副議長室、議場ラウンジ、議員控室に天井埋込型スピーカーを設置すること。		
60		(5)⑪	議会事務局、正副議長室、議員控室壁面にはアッテネーターを設置し、音量調整が可能であること。		
61	(6) その他	(6)①	議場で開催する本会議等の終了後に議事の経過状況を把握し、また会議録の作成を補助するために、タッチパネルでマイク操作した時刻や発言者の氏名、発言場所、採決結果等をテキストデータ等で取得できるものとする。		
62		(6)②	会議の開始等を知らせるブザー音を場内のスピーカーから鳴らすことができるものとする。		
	8-3 委員会室等の機能				

63	(1) 概要	(1)①	本設備は、委員会運営に必要な音響機器の一元管理を行い、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。		
64		(1)②	赤外線方式の会議用マイクシステムを設置し拡声を行うとともに、ハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。		
65		(1)②	マイクは各ユニット端末の発言ボタンを手動にて操作可能であり、同時に発言可能なマイクユニットの数量は4台以上であること。		
66		(1)②	また、メンテナンス性を考慮して国内メーカー製とし、保守の容易性が確保できるものであること。		
67	(2) 音響・録音・映像	(2)①	委員会室で赤外線方式マイクが使用可能な環境を整備すること。		
68		(2)②	委員会室に赤外線方式の会議システムを設置し、マイクは、スピーカー及びイヤホンジャックを備えた卓上型のマイクユニットとすること。		
69		(2)②	使用するマイクユニットの台数は以下のとおりであること。 ・委員会室 15台（うち委員長用1台）		
70		(2)③	マイクユニットは、バッテリーによる運用で使用可能なものとする。また、バッテリー充電器を委員会室のマイク用リチウムイオン電池を1度に充電できる台数整備すること。		
71		(2)④	マイクロホンには2箇所角度を調整できるグースネック部分があり、マイクロホンの向きが容易に調整可能であること。		
72		(2)④	マイクの長さはそれぞれの発言状況を考慮し、発言を明瞭に拾うことができる適切かつ妥当な長さ（600mm以上）とし、容易に脱着可能なものとする。		
73		(2)⑤	発言時にはマイクのリングランプが点灯し、視覚的にもマイクのON/OFFの状態が確認できるものであること。		
74		(2)⑥	天井埋込型集音マイクロホンを設置すること。台数は効果的、かつ経済的な台数とする。		
75		(2)⑦	録音については、デジタルデータとして、発言等を高品質で録音するための録音機器（会議録等作成用として使用するので、SDカード及びUSBメモリでの録音とする。）を機器収納ワゴンに正副2台設置すること。		
76		(2)⑧	委員会室に操作機器収納ワゴンを設置し、主電源ユニットを有すること。		
77		(2)⑨	委員会室に天井埋込型のスピーカーを2台設置すること。		
8-4 登退庁設備の機能					
78	(1) 概要	(1)	本設備は、庁舎内において議員登退庁状況の一元管理を行い、簡単に操作、表示できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。		
79	(2) 操作・制御	(1)①	議会事務局受付に32型以上のタッチパネルを設置し、登退庁操作及び表示が可能であること。		
80		(2)②	議会事務局内に登退庁管理用ノート端末を設置し、名簿管理、議場及び委員会室の使用状況、表示ディスプレイの管理が可能であること。		
81		(2)③	議会事務局内には登退庁設備機器を収容可能な機器収納ワゴンを設置すること。		
82		(2)④	登退庁設備に使用する制御端末は、長期間の安定運用を確保するため、OSの自動アップデートやサポート終了によるシステム障害が発生しないよう、更新管理が可能で、かつ長期にわたる保守が可能な構成とすること。原則として、Windows OS等の汎用OSは使用せず、専用OS、組み込み型OS、または長期サポートの体制が整ったシステムを用いること。		
83		(2)④	また、本会議場の制御設備と接続し、出席議員数等の情報共有が可能であること。		
84		(2)⑤	議場ラウンジ壁面に65型以上の液晶ディスプレイを設置し、①のタッチパネルで操作した登退庁状況及び各部屋の使用状況が表示可能であること。		
8-5 図幕表示設備の機能					
85	(1) 概要	(1)	本設備は、傍聴席に設置する55型以上の液晶ディスプレイに表示内容としては、本会議場で発言された音声を字幕にてテロップを表示可能なシステムを構築すること。		
86	(2) 操作・制御	(2)①	本会議場に字幕テロップ端末を設置すること。		
87		(2)②	字幕テロップ設備には本会議場映像及び音声を入力し、入力音声を字幕テロップに変換表示可能であること。		

88	(2)②	また、変換された字幕テロップを入力映像と合成した信号を傍聴席に設置する55型以上の液晶ディスプレイに出力可能であること。		
89	(2)③	支給するインターネット回線及びルーターを字幕テロップ端末に接続すること。		
90	(2)④	字幕テロップソフトウェアについては、ブラウザで各設定が可能であり、固有名詞の登録機能、禁止文字の非表示機能を有すること。		